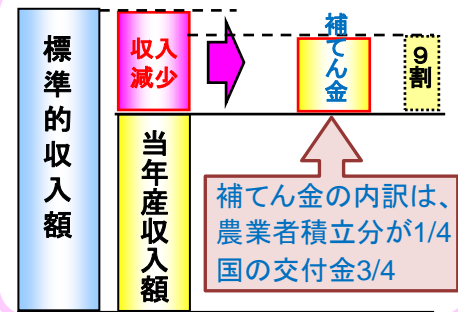


収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） の交付申請に必要な証明書類について



5年産の交付申請は、令和6年4月1日からの受付開始となりますが、申請に必要な証明書類は、今年の出来秋から準備してください。

ナラシ対策のイメージ



1. ナラシ対策補てん金算定の考え方

収入減少影響緩和交付金の補てん金は、収穫した翌年の3月31日までに、農産物検査を受け、又は、農産物検査によらず主食用として販売された米の数量等を確認できる書類を提出し、出荷・販売した実績（生産実績数量）に基づき支払われます。

2. ナラシ対策の交付申請に必要な証明書類

5年間保存

(令和12年3月31日まで)

生産実績数量の確認のために、次の書類が必要となります。

(1) 農産物検査で等級格付された場合

① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類

(例) 請求書、納品書、領収書、契約書、注文書のいずれか
農産物直売所の場合は、販売明細でも可

② 農産物検査結果通知書(3等以上)(写し)



いずれの場合も、①の出荷・販売した数量が確認できる書類は、**主食用であること**、販売者、購入者、販売内容(販売年月日・年産・銘柄・玄米精米の別・量目)、数量が確認できるよう作成してください。

(2) 農産物検査で機械鑑定した場合

① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類

② 農産物検査結果通知書(写し)(死米の測定値20%以下かつ死米と碎粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下)

(3) 農産物検査を受検しない場合

① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類

② 1.70mm以上のふるい目幅で調製した米穀を販売したことが確認できる書類

⇒当該ふるい目幅で調製したことを明記した販売伝票の写しなど

③ 水分含有率16.0%以下(醸造用玄米は15.5%以下)の米穀を販売したことが確認できる書類

⇒当該水分含有率であることを明記した販売伝票の写しなど

④ 産地、産年が確認できる書類

⇒産地情報が記載された販売伝票の写し、栽培記録の写しなど

3. 証明書類の添付省略について



次の場合、米穀は申請書への証明書類の添付が省略できます。

※ 添付を省略した場合であっても、
証明書類は自宅等で交付申請を行った年度の翌年度から5年間保存する必要があります。

(1) 米穀の検査を受けたJA・集荷業者等に販売又は販売委託した場合

JA・販売業者等において、収入減少影響緩和交付金における数量証明が行われれば、**証明書類（おもて面2の（1）及び（2））の添付を省略することができます。**



※数量証明の様式に係るお問い合わせは、下部に記載の【お問い合わせ先】まで、ご連絡ください。

(2) 上記(1)以外の場合（直接販売等）

① 農産物検査結果通知書

※販売先・販売受託先と農産物検査実施機関が異なる場合は、農産物検査実施機関において、収入減少影響緩和交付金における米穀の農産物検査数量等証明が行われれば、①の書類に代えることができます。

② 主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類

※上記②の書類の枚数が著しく多い場合は、下記の書類(ア及びイ)の提出で、②の添付を省略することができます。

- ア「米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書」
- イ「直接販売した米穀の数量報告書」



ア及びイの様式は、北陸農政局のホームページからダウンロードできます。

検索 [ホーム](#) > [政策情報](#) > [農業生産](#) > [経営所得安定対策について](#) > [収入減少影響緩和対策](#)

※おもて面の2の(3)の①～④の内容が確認できる「農産物検査を受検しない場合の数量等を確認できる書類」の枚数が著しく多い場合も、同様に省略することができます。

<「直接販売した米穀の数量報告書」記載例>

別紙参考様式第6号の1

直接販売した米穀の数量報告書(玄米)

玄米・精米別に提出
精米は別紙参考様式第6号の2に記載

販売の相手先	販売の相手先の業種 (下記から選択してください) ①卸・小売 ②中食・外食 ③消費者 ④その他	銘柄名等			契約年月日	販売(予定)年月日	個数	販売対象数量(kg)
		年産	産地・銘柄等	量目(kg)				
〇〇米穀店	①	5年産	〇〇県産コシヒカリ	30		令和5年10月1日	20	600
〇〇商事	①	5年産	〇〇県産ひとめぼれ	1,080		令和5年10月30日	5	5,400
□□□□食堂	②	5年産	〇〇県産ハナエチゼン	30		令和5年12月3日	10	300
北陸 花子	③	5年産	〇〇県産コシヒカリ	5	令和6年3月3日	令和6年5月5日	10	50
							合計	6,350

4月1日以降に米穀を引き渡す場合には、3月31日以前に契約していたことを証明する書類の添付が必要です。
(例: 契約書、注文票など)